

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていくことで、全国加重平均が1,000円となることを目指す。また、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充するとともに、人事システムの改善を通じた賃金引上げの環境整備に対する助成を創設する。

①最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業等

○最低賃金総合相談支援センターの設置・運営

最低賃金の引上げに向けて生産性向上等の経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者の経営・労務管理等の課題について、全国47箇所にワンストップで対応する窓口を設け、相談や専門家派遣等を実施（奈良県最低賃金総合支援センター：0120-414-811）

○業務改善助成金の支給

全国47都道府県において、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器の導入経費（業務改善経費）等の一部を助成

○業種別中小企業団体助成金の支給

賃金の引上げを行うことを目的として、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発等生産性向上のための取組を行う業種別中小企業団体等に対して、その取組に必要な経費を助成

②キャリアアップ助成金（処遇改善支援）

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合等に助成

- 全ての賃金規定等を2%以上増額改定した場合対象労働者数が、

1～3人:9.5万円<12万円>

4～6人:19万円<24万円>

7～10人:28.5万円<36万円>

11～100人:2.85万円<3.6万円>×人数

※中小企業において3%以上増額改定した場合、1人当たり14,250円<18,000円>加算

（注1）<>は生産性の向上が認められる場合の助成額

（注2）中小企業以外の助成額は3/4程度

- 一部（雇用形態別、職種別等）の賃金規定等を2%以上増額改定した場合も助成（助成額は上記の半額）

③人事評価改善等助成金

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成を行う。

- 能力評価等による人事評価システム及び整備した人事評価システムに応じた2%の賃金引上げを含む賃金制度を整備（いずれも就業規則等の改定が必要）・実施した場合、50万円を助成
- 制度整備助成の支給を受けた事業主が、1年経過後に、生産性向上、2%の賃金引上げ及び離職率低下の目標を達成した場合、上記の助成に加え80万円を助成

各助成金についての相談先 ①の業務改善助成金は、奈良労働局 雇用環境・均等室へ、②及び③の各助成金は奈良労働局 職業安定部 職業対策課分室へ。総合的な問い合わせ等は、奈良県最低賃金総合支援センターへ。